

# 静岡市議会 9月定例会 総括質問原稿

2025年9月29日  
松谷 清

## 3. 葵区赤松地区周辺の企業立地について

<1回目>

### <松谷清議員 質問>

葵区赤松地区周辺に大手物流業者の2ha配達センター計画が進行しています。事業者による地元自治会連合会への説明もあったようですが住民の方々から厳しい意見が示されたと聞いています。

また当該区域内の土地については、その大部分が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内農地、いわゆる青地農地に設定されており、企業が誘致されることで優良農地が減ってしまうことを大変懸念しています。

1. 赤松地区に企業が施設を建設する場合、農業関係法令でどのような手続きが必要となるのか。

### <経済局長 答弁>

当該地区的農地の多くは、農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」や、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農用地区域」(青地)に位置付けられている。そのため、施設建設の際は「地域計画」での位置づけを農業用地から農業以外の用地へ変更し、青地から除外し、さらに農地転用の許可を受ける必要がある。

これらの手続きでは、当該農地の変更、転用の是非に加え、周辺での営農継続に支障が生じないか、将来的に効率的な農地利用を損なわないか、などを市と農業委員会が審査する。適正な手続きがなされた場合に、施設の建設が可能となる。

### <松谷清議員 質問>

2. 市内の優良農地を確保する観点から、企業立地によって農用地区域内農地(青地農地)が減少することについてどのように考えているのか。

### <経済局長 答弁>

食料安全保障の観点から、令和6年6月に農業振興地域の整備に関する法律が改正された。この改正では、農地、とりわけ青地農地を長期的に保全することを目的としている。

静岡市も、地域農業を持続していくためには、優良な営農環境が必要であり、青地農地を保全することは重要だと考えている。

一方で、青地農地でも農業用地として低利用・未利用の土地も見受けられ、これは、担い手農家の減少や高齢化などが主たる原因。単に青地農地を守るということではなく、農業者を増やす、あるいは集約するなど、少人数でも営農可能な環境を整えることも重要なと考える。

このため、企業立地等によって青地農地が減少する場合にあっても、静岡県が実施する農地基盤整備や、市による、荒廃農地を再生するための費用を補助する「荒廃農地再生集積促進事業」、農地集約をする際の農地の賃料等を補助する「農地集約化促進事業」によって、県市が連携して新たな優良農地の創出に努めている。

この赤松地区は、企業誘致や留置の促進に向け、地域未来投資促進法に基づく静岡市地域基本計画において重点促進区域に指定されています。

#### ＜松谷清議員 質問＞

3、葵区赤松地区をどのような考え方で、地域未来投資促進法に基づく静岡市地域基本計画の重点促進区域に指定しているのか。

#### ＜経済局長 答弁＞

一方で、青地農地でも農業用地として低利用・未利用の土地も見受けられ、これは、担い手農家の減少や高齢化などが主たる原因。単に青地農地を守るということではなく、農業者を増やす、あるいは集約するなど、少人数でも営農可能な環境を整えることも重要なと考える。

このため、企業立地等によって青地農地が減少する場合にあっても、静岡県が実施する農地基盤整備や、市による、荒廃農地を再生するための費用を補助する「荒廃農地再生集積促進事業」、農地集約をする際の農地の賃料等を補助する「農地集約化促進事業」によって、県市が連携して新たな優良農地の創出に努めている。

#### ＜2回目＞

#### ＜松谷清議員 質問＞

そもそもあの地域は麻機遊水地第一工区治水対策地域であり希少種の保全環境エリアであると同時に「未来につながる緑のあそび場」をテーマとして緑地公園、周辺は水田・農業地

帯、こども病院、特別支援学校、高齢者施設と医療・福祉・教育ゾーンとなっています。

こうした中でこの赤松地区の開発については「保全と活用」の両側面の検討が必要です。国土交通省・農水省・環境省において気候危機対策も含めたエリアマネジメントの観点からグリーンインフラを組み合わせた街づくり、地域づくりの方向性が示されています。仮に企業が赤松地区に進出しようとした場合、手続きとして先ほどの答弁のとおり地域計画、農用地区域の除外や農地転用、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域の特例措置の活用などがあります。これに関連して、

1. 農地の確保や企業用地の創出において、エリアマネジメントやグリーンインフラの保全について、どのように考えるか。

#### <経済局長 答弁>

食料安全保障の観点から、青地農地も含めた農地の確保が重要と考えている。・現在、静岡市の農地、およそ 10,000 ヘクタールのうち、高度利用されているのは約 2,500 ヘクタールで、約 5,000 ヘクタールは未利用・低利用農地となっている。農地面積自体は十分確保されていることから、今後は農地としての生産性を一層高めていくことが大切であると考える。生産性が高い農地を新たに創出する取組を進めることにより、農地が確保されることで、市全体のグリーンインフラの保全につながると考える。

静岡市としては、企業用地の確保にあたっては、耕作放棄地や低利用地を有効活用し、農用地区域内の立地となる場合には、農業への影響を最小限に抑えるように努めている。

そして、立地する企業に対しては、開発に関連する各種許認可の手続きの中で、例えば開発区域内に調整池や緑地の設置などの環境への配慮を求め、また、重点促進区域に特例措置を適用して立地する場合であっても、建物と自然景観との調和や立地後の緑化推進などを求めることとしている。

#### <3回目>

#### <松谷清議員 意見要望>

あさはた緑地は、国土交通省の 2023 年第 4 回グリーンインフラ大賞で「優秀賞」、国土交通省後援・都市みらい推進機構の 2024 年土地活用モデル大賞で「都市みらい推進機構理事賞」を受賞しています。この隣に 2ha の配送センターは、これらの大賞の意義を無くするものです。しかも開発場所は青地、そして周辺は医療・福祉・教育ゾーンです。

昨日も「あさはた緑地」においてオニバスが生息するエリアにおいて「キツネノボタン」部の活動が

あり、アドバイザーの国立環境研究所 気候変動適応センター副センター長の植物生態学・保全生態学の西廣準先生とお会いしました。「企業立地も大事ですがこのエリアがグリーンインフラとして全国的にも高い評価を受けている場所であり、持続可能なまちづくりとは何か、丁寧な議論を求めたい」とお話ししていました。開発巡る審査手続きにおいてエリアマネジメント・グリーンインフラという「保全」の観点を基準項目に定めることを要望します。